防災業務計画修正 (案) 新旧対照表

令和5年6月

# 第1編 総則

修正前	修正後
第1編 総則	第1編 総則
第3章 防災に関する組織・体制	第3章 防災に関する組織・体制
第1節 国土交通省 <u>防災会議等</u>	第1節 国土交通省 <u>防災・減災対策本部</u>
○国土交通省防災会議は、「国土交通省防災会議の設置に関する訓令」(平成15	○国土交通省防災・減災対策本部は、「国土交通省防災・減災対策本部の設置に関
<u>年国土交通省訓令第7号)</u> に基づき、この計画の審議及び実施に関すること、	する訓令」(令和5年国土交通省訓令第9号)に基づき、この計画の審議及び実
<u>その他防災に関する重要事項の審議に関することについての事務を</u> 行うものと	施に関すること、 <u>防災・減災に関する重要事項の審議に関すること、国土交通</u>
する。	省の所掌事務に係る防災・減災に関する施策を総合的かつ一体的に推進するた
	<u>めに必要な事務に関すること</u> を行うものとする。
○毎年のように自然災害が発生し、気候変動の影響による水災害の更なる頻発	○毎年のように自然災害が発生し、気候変動の影響による水災害の更なる頻発
化・激甚化が懸念される中、国民の安全・安心を守り、我が国の経済成長を確	化・激甚化が懸念される中、国民の安全・安心を守り、我が国の経済成長を確
保するため、この計画に沿って進めている防災・減災、国土強靱化の取組を更	保するため、この計画に沿って進めている防災・減災、国土強靱化の取組を更
に強化すべく、国土交通省防災・減災対策本部 <u>を設置し</u> 、省の総力を挙げて防	に強化すべく、国土交通省防災・減災対策本部 <u>において審議し</u> 、省の総力を挙
災・減災に取り組むものとする。	げて防災・減災に取り組むものとする。
(略)	(略)

第2編	各災害に共通する対策編
<del>213</del> ∠ mm	<b>日火百に六四9るNR州</b>

第2編 各災害に共通する対策編	
修正前	修正後
第2編 各災害に共通する対策編	第2編 各災害に共通する対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
第1節 災害対策の推進	第1節 災害対策の推進
第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等
○広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路 <u>や一般国道等の</u>	○広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路 <u>のミッシングリ</u>
災害に強い広域的な幹線道路ネットワーク整備を進め、災害の発生に対して代	ンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等によ
(略)	(略)
第2編 各災害に共通する対策編	第2編 各災害に共通する対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
第1節 災害対策の推進	第1節 災害対策の推進
第7 <u>宅地造成</u> に伴う防災措置	第7 <u>盛土等</u> に伴う災害の防止
   ○宅地造成に伴う災害を防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地	<ul><li>○盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許</li></ul>
造成等規制法に基づく宅造許可制度等の適正な運用を図り、擁壁の設置、地盤	可制度、都市計画法に基づく開発許可制度等の適正な運用を図り、擁壁や排水
の改良等、安全で質の高い宅地供給に必要な措置について、指導を促進するも	施設の設置等、災害を防止するため必要な措置が講じられるよう、必要な支
のとする。	援・助言を行うものとする。
	○盛土等の安全対策を推進するにあたっては、各関係制度を所管する関係府省
	庁、都道府県等で緊密に連携を図るものとする。
(略)	(略)
第2編 各災害に共通する対策編	第2編 各災害に共通する対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
MTT NO 1 M	Mrt V01M

第2編 各災害に共通する対策編		
修正前	修正後	
第1節災害対策の推進	第1節災害対策の推進	
第10 港湾施設の整備及び港湾の災害対応力の強化	第10 港湾施設の整備及び港湾の災害対応力の強化	
(略)	(略)	
_(新規)	○災害時の陸路分断等において、"みなと"の機能を最大限活用して海上輸送による救助・救援や物資輸送等の災害対応支援を行うため、各地域で、船舶を活用した防災訓練の実施などの取組を推進するものとする。 ○自然災害発生時において、災害対応に必要な情報を迅速かつ正確に一元化し、的確かつ早期の意思決定を支援する防災情報プラットフォームを構築する。	
第2編 各災害に共通する対策編	第2編 各災害に共通する対策編	
   第1章 災害予防	第1章 災害予防	
第1節災害対策の推進	第1節災害対策の推進	
第11 航空施設の整備及び空港の災害対応力の強化	第11 航空施設の整備及び空港の災害対応力の強化	
(略)	(略)	
 ○ 災害時における滞留者対応や施設の早期復旧等を図るため各空港で策定され	○ 災害時における滞留者対応や施設の早期復旧等を図るため各空港で策定され	
た空港BCPに基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、災害時の対応	た空港BCP(A2(Advanced/Airport)-BCP)に基づき、空港関係者やアクセス事業	
を行うとともに、訓練の実施等による空港BCPの実効性の強化に努める。	者等と連携し、災害時の対応を行うとともに、訓練の実施等による空港BCPの	
を行うとこもに、訓練の夫施寺による主色DCIの夫別はの強化に劣める。	実効性の強化に努める。	
(略)	(略)	
第2編 各災害に共通する対策編	第2編 各災害に共通する対策編	
第1章 災害予防	第1章 災害予防	
第1節 災害対策の推進	第1節 災害対策の推進	
第 13 防災拠点の確保・整備	第13 防災拠点の確保・整備	

第2編	各災害に共通する対策編
<b>分</b>	一 日 火 吉 に 六 川 り る 刈 火 柵

第2編 各災害に共通する対策編	
修正前	修正後
(略)	(略)
○災害時に迅速、かつ、安全に小型船舶を利用して生活物資の輸送を行う事がで	
きるよう、海の駅の管理者等の様々な関係者によるネットワークを構築すると	
ともに、災害拠点として海の駅等を自治体の防災計画等に位置付けるよう働き	
かけるものとする。	
(略)	(略)
○改正所有者不明土地法で拡充された地域福利増進事業の制度の普及を図り、所	
有者不明土地を備蓄倉庫等の <u>災害対策の関連施設として利用すること</u> を <u>促進</u> す	<u>た防災空地、</u> 備蓄倉庫等 <u>の整備を促進するとともに、所有者不明土地の管理不</u>
る。	<u>全状態の解消等</u> の <u>取組</u> を <u>推進</u> する。
(略)	(略)
第2編各災害に共通する対策編	第2編各災害に共通する対策編
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
第6節 災害発生時における応急工事等の実施	第6節 災害発生時における応急工事等の実施
(略)	(略)
  ○被災により港湾管理者からの要請があった場合には、当該港湾管理者が行う利	<ul><li>○非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場</li></ul>
	<u>合において、</u> 港湾管理者からの要請があった <u>とき</u> には、当該港湾管理者が行う
	利用調整等の管理業務を実施するものとする。
(略)	(略)
第2編各災害に共通する対策編	第2編各災害に共通する対策編
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
第7節 災害発生時における交通の確保等	第7節 災害発生時における交通の確保等

第2編	各災害に共通する	、分等編
タラ 4 小冊	日火台に共通りる	ハルペ州

修正前	修正後
第1 道路交通の確保	第1 道路交通の確保
○道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及びUAV(無人航空	○道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及びUAV(無人航空
機)の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自	機)の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民 <u>が保</u>
<u>動車</u> プローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道	<u>有する</u> プローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な
路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるととも	道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるととも
に、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請する	に、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請する
ものとする。	ものとする。
(昭)	(略)

第3編	地震災害対策編
<del>勿</del> ひ 柳田	地质火音对水栅

第3編 地震災害対策編		
修正前	修正後	
第3編 地震災害対策編	第3編 地震災害対策編	
第1章 災害予防	第1章 災害予防	
第1節 震災対策の推進	第1節 震災対策の推進	
第5 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	第5 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	
○広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路 <u>や一般国道等の</u> <u>災害に強い広域的な幹線</u> 道路ネットワーク <u>整備</u> を進め、大震災の発生に対して 代替路となる経路を確保するものとする。	○広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路 <u>のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による</u> 道路ネットワーク <u>の機能強化対策</u> を進め、大震災の発生に対して代替路となる経路を確保するものとする。	
(略)	(略)	
第3編 地震災害対策編	第3編 地震災害対策編	
第1章 災害予防	第1章 災害予防	
第1節 震災対策の推進	第1節 震災対策の推進	
第9 <u>宅地造成</u> に伴う防災措置	第9 <u>盛土等</u> に伴う災害の防止	
○宅地造成に伴う災害を防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地	○盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許	
造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく宅造許可制度等の適正な	可制度、都市計画法に基づく開発許可制度等の適正な運用を図り、擁壁や排水	
運用を図り、擁壁の設置、地盤の改良等、安全で質の高い宅地供給に必要な措	施設の設置等、災害を防止するため必要な措置が講じられるよう、必要な支	
置について、指導を促進するものとする。	援・助言を行うものとする。	
	○盛土等の安全対策を推進するにあたっては、各関係制度を所管する関係府省	
	庁、都道府県等で緊密に連携を図るものとする。	
(略)	(略)	
第3編 地震災害対策編	第3編 地震災害対策編	
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策	
第8節 災害発生時における交通の確保等	第8節 災害発生時における交通の確保等	
第1 道路交通の確保	第1 道路交通の確保	

第3編	地震災害対策編
21 O NHH	$M \rightarrow M \rightarrow$

修正前	修正後
○道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及びUAV (無人航空機) の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民 <u>の自動車</u> プローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 (略)	○道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及びUAV(無人航空機)の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。  (略)

修正前

第4編 津波災害対策編

第1章 災害予防

第1節 津波対策の推進

第4 海岸保全施設等の津波に対する安全性の確保、整備等

○湾奥部に市街地が広がる港湾などにおいては、津波防波堤による津波の低減 と、海岸保全施設による防護を組み合わせた総合的な津波対策を推進する。

(略)

第4編 津波災害対策編

第1章 災害予防

第1節 津波対策の推進

第8 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

○広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路<u>や一般国道等の</u> <u>災害に強い広域的な幹線</u>道路ネットワーク<u>整備</u>を進め、津波の発生に対して代 替路となる経路を確保するものとする。

(略)

第4編 津波災害対策編

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

○津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、まず気象庁より津波警報等の 津波に関する情報や、地震に関する情報等の連絡を受けるほか、テレビ、ラジ 才等の一般情報等により、地震の規模、津波の来襲範囲等について確認するも のとする。地方支分部局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の地震が発 生した場合、直ちに特定本部等に連絡するものとする。

第4編 津波災害対策編

第1章 災害予防

第1節 津波対策の推進

第4 海岸保全施設等の津波に対する安全性の確保、整備等

○湾奥部に市街地が広がる港湾などにおいては、津波防波堤による津波の低減と、海岸保全施設による防護<u>等</u>を組み合わせた総合的な津波対策を推進する。

(略)

第4編 津波災害対策編

第1章 災害予防

第1節 津波対策の推進

第8 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

○広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路<u>のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による</u>道路ネットワーク<u>の機能強化対策</u>を進め、津波の発生に対して代替路となる経路を確保するものとする。

(略)

第4編 津波災害対策編

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

○津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、まず気象庁より津波警報等の 津波に関する情報や、地震<u>又は火山噴火等</u>に関する情報等の連絡を受けるほ か、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、地震<u>又は火山噴火等</u>の規模、津波 の来襲範囲等について確認するものとする。地方支分部局は、災害対策本部の 設置を必要とする規模の地震が発生した場合、直ちに特定本部等に連絡するも のとする。

第4編	津波災害対策編
分士州	生似 火 古 刈 艰 瀰

修正前	修正後
(略)	(略)
第4編 津波災害対策編 第2章 災害応急対策 第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保	第4編 津波災害対策編 第2章 災害応急対策 第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保
○道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及び UAV (無人航空機) の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民 <u>の自動車</u> プローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。	○道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及び UAV (無人航空機) の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。
(略)	(略)

第5編 風水害対策編		
修正前	修正後	
第5編 風水害対策編	第5編 風水害対策編	
第1章 災害予防	第1章 災害予防	
第1節 風水害対策の推進	第1節 風水害対策の推進	
第2 河川、海岸、土砂災害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等	第2 河川、海岸、土砂災害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等	
(1)河川に係る対策	(1)河川に係る対策	
(略)	(昭各)	
○洪水時等の河川管理施設保全活動及び災害発生時の緊急復旧活動の拠点、市町	○洪水時等の河川管理施設保全活動及び災害発生時の緊急復旧活動の拠点、市町	
村等が水防活動を円滑に行うための拠点としての河川防災ステーションの整備	村等が水防活動を円滑に行うための拠点としての河川防災ステーション <u>(地域</u>	
を推進するものとする。	連携機能を加えたMIZBEステーション含む)の整備を推進するものとする。	
(mfc)		
(略)	(略)	
第5編 風水害対策編	第 5 編 風水害対策編	
第1章 災害予防	第1章 災害予防	
第1節 風水害対策の推進	第1節 風水害対策の推進	
第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	
   ○広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路や一般国道等の	   ○広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリ	
災害に強い広域的な幹線道路ネットワーク整備を進め、豪雨時の発生に対して	ンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等によ	
も代替路となる経路を確保するものとする。	る道路ネットワークの機能強化対策を進め、豪雨時の発生に対して代替路とな	
	 る経路を確保するものとする。	
(略)	(昭各)	
第5編 風水害対策編	第5編 風水害対策編	
第1章 災害予防	第1章 災害予防	
第1節 風水害対策の推進	第1節 風水害対策の推進	
第6 災害発生のおそれのある区域に関する措置	第6 災害発生のおそれのある区域に関する措置	

第5編 風水害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
<u>(新規)</u>	○国土交通大臣は、都道府県指定洪水予報河川について洪水予報を行う都道府県 知事の求めに応じ、国指定洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測 水位情報を都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。
(略)	(略)
第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 第8 <u>宅地造成</u> に伴う防災措置 <u>○宅地造成に伴う災害を防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地</u> 造成等規制法に基づく宅造許可制度等の適正な運用を図り、調節(整)池、雨 水貯留・浸透施設等の設置による洪水流出量の抑制、擁壁の設置、地盤の改良 等、安全で質の高い宅地供給に必要な措置について、指導を促進するものとす る。	第5編 風水害対策編第1章 災害予防第1節 風水害対策の推進第8 盛土等に伴う災害の防止  ○盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可制度、都市計画法に基づく開発許可制度等の適正な運用を図り、擁壁や排水施設の設置等、災害を防止するため必要な措置が講じられるよう、必要な支援・助言を行うものとする。 ○盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、都道府県等が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査及び崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を支援するものとする。 ○盛土等の安全対策を推進するにあたっては、各関係制度を所管する関係府省庁、都道府県等で緊密に連携を図るものとする。
(略)	(略)

第5編 風水害対策編

修正前	修正後
第5編 風水害対策編	第5編 風水害対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
第1節 災害対策の推進	第1節 災害対策の推進
第9 鉄道 <u>施設</u> の安全性の確保及び指導	第9 鉄道の安全性の確保及び指導
(略)	(略)
_(新規)	○鉄軌道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により
	列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意す
	るとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した
	上で計画的に列車の運転を休止(計画運休)するなど、安全の確保に努めるよ
	<u>う指導する。また、利用者への情報提供のあり方については、①利用者等への</u>
	情報提供の内容・タイミング・方法、②計画運休の際の振替輸送のあり方、③
	地方自治体への情報提供の仕方など、鉄道事業者等と行った検討結果を踏ま
	え、国土交通省において作成したモデルケースを参考に各鉄道事業者において
	情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくよう指導する。
(略)	(略)
第5編 風水害対策編	第5編 風水害対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
第1節 風水害対策の推進	第1節 風水害対策の推進
第13 防災拠点の確保・整備	第13 防災拠点の確保・整備
(昭)	(略)
○洪水時等の河川管理施設保全活動及び災害発生時の緊急復旧活動の拠点、市町	○洪水時等の河川管理施設保全活動及び災害発生時の緊急復旧活動の拠点、市町
村等が水防活動を円滑に行うための拠点としての河川防災ステーションの整	村等が水防活動を円滑に行うための拠点としての河川防災ステーション <u>(地域</u>
備、海岸・港湾の防災拠点、道の駅、交通広場等の整備を推進するものとす	連携機能を加えたMIZBEステーション含む)の整備、海岸・港湾の防災拠点、

第5編 風水害対策編	
修正前	修正後
る。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置な	道の駅、交通広場等の整備を推進するものとする。さらに、道の駅等交通施設
ど、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保するものとす	において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策
る。	活動を支援するための機能を確保するものとする。
(略)	(略)
(MI)	(MII)
第5編 風水害対策編	第5編 風水害対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
第1節 風水害対策の推進	第1節 風水害対策の推進
第19 盛土による災害の防止	第19 盛土による災害の防止
○盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、都道府県等が行う人家・公共施 設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査及 び崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を支援するも のとする。	
(略)	(略)
第5編 風水害対策編	第5編 風水害対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
第2節 危機管理体制の整備	第2節 危機管理体制の整備
第3 関係機関との連携	第3 関係機関との連携
(略)	(略)
○河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。	○河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を

第5編 風水害対策編

修正前	修正後
	推進するとともに、洪水調節と水力発電の両機能を発電事業者等との連携によ
	り最大限活用する「ハイブリッドダム」の取組を推進するものとする。
(昭各)	(略)
第5編 風水害対策編	第5編 風水害対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
第4節 防災教育等の実施	第4節 防災教育等の実施
第3 人材の育成	第3 人材の育成
(略)	(略)
(MII)	(MII)
_(新規)_	○市町村が避難指示等の発令に当たり必要に応じて気象防災アドバイザー等の専
	門家の技術的な助言等を活用できるよう、気象防災アドバイザーの拡充を図
	<u>る。</u>
(昭各)	(略)
第 5 編 風水害対策編	第 5 編 風水害対策編
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
第8節 災害発生時における交通の確保等	第8節 災害発生時における交通の確保等
第1 道路交通の確保	第1 道路交通の確保
(略)	(略)
○道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及びUAV(無人航空	○道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及び UAV (無人航空
機)の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民 <u>の自</u>	機)の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保
<u>動車プローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道</u>	<u>有する</u> プローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な
BB開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるととも	道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるととも

# 第5編 風水害対策編

修正前	修正後
に、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請する ものとする。	に、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請する ものとする。
(略)	(略)

_ 第 6 編  火山災害対策編		
修正前	修正後	
第6編 火山災害対策編	第6編 火山災害対策編	
第1章 災害予防	第1章 災害予防	
第2節 火山災害対策の推進	第2節 火山災害対策の推進	
第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	
   ○広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路や一般国道等の	○広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリ	
災害に強い広域的な幹線道路ネットワーク整備を進め、大規模な火山災害の発	ンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等によ	
生に対しても代替路となる経路を確保するものとする。		
土に対しての代音站とはる経路を確保するののとする。	<u>る</u> 道路ネットワーク <u>の機能強化対策</u> を進め、大規模な火山災害の発生に対して	
	代替路となる経路を確保するものとする。	
(mtr)	/ mtr \	
(略)	(略)	
第6編 火山災害対策編	第6編 火山災害対策編	
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策	
第8節 災害発生時における交通の確保等	第8節 災害発生時における交通の確保等	
第1 道路交通の確保	第1 道路交通の確保	
(略)	(略)	
│ │○道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及びUAV(無人航空	○道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及びUAV(無人航空	
機)の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自	機)の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保	
動車プローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道		
路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるととも	有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な	
に、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請する	道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるととも	
ものとする。	に、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請する	
007 C 9 3 0	ものとする。	
(略)	(略)	
第6編 火山災害対策編	第6編 火山災害対策編	
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策	
7/24 《八百心心》以外	704年 《八百心心》《八百心心》《八百心心》 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	

## 第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
第8節 災害発生時における交通の確保等	第8節 災害発生時における交通の確保等
第2 海上交通の確保	第2 海上交通の確保
(略)	(略)
○国土交通省は、被災により港湾管理者からの要請があった <u>場合</u> には、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。	○国土交通省は、被災により <u>港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある</u> 場合において、港湾管理者からの要請があった <u>とき</u> には、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。
(略)	(略)

第7編	雪害災害対策編
21 <b>.7</b> 1/1/1111	3 0 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

第7編	111-1216
修正前	修正後
第7編 雪害対策編	第7編 雪害対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
第1節 災害対策の推進	第1節 災害対策の推進
第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等
(略)	(略)
	○鉄軌道事業者に対し、降積雪時における列車の駅間停車による長時間にわたる
	乗客の閉じ込め等の事態を回避するため、融雪機等の整備や、防災気象情報を
	踏まえた事前の備えの強化、長時間駅間停車が見込まれる場合における運行再
	開と乗客救出の並行実施及び乗客への具体的情報提供の強化、自治体等関係機
	関との協力体制の強化、具体的場面想定に基づく実践的な訓練などが適切に実
	施されるよう、指導する。
(昭各)	(略)
第7編 雪害対策編 第7編 雪害対策編	第7編 雪害対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
第4節 防災教育等の実施	第4節 防災教育等の実施
第2 防災知識の普及	第2 防災知識の普及
	○雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、運転
	者に対しスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、
	飲食料及び毛布等の携行について啓発を行うとともに、関係機関と連携し、雪
	道安全運転教育等に取り組む。
(略)	(略)
	<u> </u>

第8編	海上災害対策編
<del>21 O MIII</del>	

_ 第8編 海上災害対策編	
修正前	修正後
(新規)	第8編 海上災害対策編
	第1章 災害予防
	第1節 海上交通の安全のための情報の充実
(新規)	○重大な事故の情報、過去の行政処分歴等を公表する。また、国による安全情報
	の拡充、旅客船事業者の安全性評価・認定制度等により、旅客船事業者に係る
第8編 海上災害対策編	   第8編 海上災害対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
第1節 船舶の安全な運航の確保	第2節 船舶の安全な運航の確保
(新規)	○事業許可時に安全性に関する審査を行うとともに、運航労務監理官による監査
	において、安全に係る法令等への遵守状況を確認し、悪質な事業者に対しては
	厳格な行政処分を実施する。また、旅客不定期航路事業許可の更新制、安全統
	括管理者・運航管理者に係る資格者制度・試験制度、船舶の使用停止命令制度
	の導入のほか、抜き打ち・リモートによる監査の実施、通報窓口の設置、指導
	事項の継続的なフォローアップなど監査の強化等により、旅客船事業の安全性
	<u>事項の極続的なフォローナックなと監重の強化等により、派各船事業の女主性</u> の向上を図るものとする。
	<u>の同工を図るものとする。</u>
○海牡丸(砂筋)で変わる砂筋吸引)である。1. ナスカルを打し海牡丸しまって	○ 似只数女牙似 ②
○海技士(船舶に乗組む船舶職員)になろうとする者に対し、海技士として必要な知識とは出来して必要な知識という。	○船員教育体制の一層の整備充実、海技資格制度を通じた船員の知識・能力の維  はおび見ないなるより、船号の盗筅さな場合。  はおび見ないなるより、船号の盗筅さな場合。
な知識・能力があるかについて海技士国家試験を行うとともに、既に海技士で  まるまなのいては、「ケズ」の海社会場の悪難の際、「ウの乗り屋底内は港界	持及び最新化により、船員の資質を確保し、航行の安全を図るものとする。また、東世界経済などのいて港別課題の世本及び毛別屋底はよりには、時気にはの
ある者についても、5年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習	た、事業用操縦免許について講習課程の拡充及び乗船履歴に応じた航行区域の
等を要求することにより、海技士の知識・能力の維持及び最新化を図る。ま	限定を取り入れるとともに、海域の特性等に関する教育訓練の実施等により、
た、時代のニーズに即した船員を確保する必要があることから、各船員教育機	小型旅客船に乗り組む船員の資質の向上を図るものとする。
関において、教育内容のレベルアップを図る等その教育体制の一層の整備充実	
を推進する。	

弗名編 洲上沙寺对束編	第8編	海上災害対策編
-------------	-----	---------

第8編 海上災害対策編 修正前	修正後
○発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度 の確立等について、運航労務監理官による監査及び指導をより一層強化し、船 舶の安全な運航の確保を図る。	_(削除)_
○国際条約に基づき、我が国に寄港する外国船舶に対し、乗組員の資格証明書、 航海当直体制及び操作要件等のソフト面に関して、的確に外国船舶の監督(ポートステートコントロール)を実施し、国際基準に適合していない船舶(サブスタンダード船)の排除を図る。	○国際条約に基づき、我が国に寄港する外国船舶に対し、乗組員の資格証明書、 航海当直体制及び操作要件等のソフト面に関して、的確に外国船舶の監督(ポートステートコントロール)を実施し、 <u>海上人命安全条約(SOLAS 条約)等の</u> 国際基準に適合していない <u>外国</u> 船舶(サブスタンダード船)の排除を図る。
(略)	(略)
第8編 海上災害対策編 第1章 災害予防 第 <u>2</u> 節 船舶の安全性の向上 〇船舶の構造、設備等の安全基準の整備を行うとともに、技術革新、海上輸送の 多様化等の情勢に対処する。	第8編 海上災害対策編 第1章 災害予防 第3節 船舶の安全性の向上 〇船舶の堪航性及び人命の安全を確保するため、技術の進展や事故の傾向等を踏 まえ、船舶の構造、設備等の安全基準の整備、見直しを随時行うほか、船舶検 査を実施し、基準不適合船舶の排除を行う。また、改良型救命いかだ等の積付 け、遭難時に位置等を発信できる装置の積付けの義務化、船体の水密化の強化 等により、小型旅客船等の安全性の向上を図るほか、小型船舶検査機構による 検査業務の改善が図られるよう適切に指導・監督するものとする。
_(新規)	○確実に連絡をとることが可能な無線設備の積付けの義務化を行うとともに、当 該設備の早期導入を支援するものとする。
○技術革新による輸送形態の多様化、諸設備の高度化への対応を始めとする安全 基準の整備等に伴う船舶検査業務の複雑化・高度化に対処するため、研修等の	

### 第8編 海上災害対策編

第8編 海上災害対策編	
修正前	修正後
実施により船舶検査体制の充実に努める。	
(略)	(略)
○危険物運搬船に係る技術基準の遵守の徹底を図るため、危険物運搬船等の立入	_(削除)
検査を実施する。	
○国際条約に基づき、我が国に寄港する外国船舶に対し、船舶の構造・設備等の	(削除)
ハード面に関して、的確にポートステートコントロールを実施し、サブスタン	
ダード船の排除を図る。	
_(新規)_	○危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等の規定の徹底を図るものと
	する。また、危険物運送の安全基準に関する条約等に基づき、国内規則の整備
	を図るものとする。
(略)	(略)
	WHZ.
第8編 海上災害対策編	第8編 海上災害対策編
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
第5節 危険物等の大量流出に対する応急対策	第5節 危険物等の大量流出に対する応急対策
The sale of the sa	JA S AL TIBLIA A STATE DELLA S
(冊各)	(略)
	(MG)
(新規)	○船舶からの危険物等の流出による海洋汚染を防止するため、技術の進展や事故
	の傾向等を踏まえ、船舶の構造、設備等の技術基準の整備、見直しを随時行
	う。また、船舶検査を通じて、基準不適合船舶の排除を行う。
	<u>ノ。よん、旭加快車で地して、                                    </u>
(問各)	(略)

第 10 編	鉄道災害対策編
2121 TO 1/1/1111	

修正前	修正後
第10編 鉄道災害対策編	第10編 鉄道災害対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
第1節 鉄軌道の安全な運行の確保	第1節 鉄軌道の安全な運行の確保
(略)	(略)
   ○鉄軌道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により	(削除)
列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意す	
るとともに、必要により計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努	
めるよう指導する。また、利用者への情報提供のあり方については、①利用者	
等への情報提供の内容・タイミング・方法、②計画運休の際の振替輸送のあり	
方、③地方自治体への情報提供の仕方など、鉄道事業者等と行った検討結果を	
踏まえ、国土交通省において作成したモデルケースを参考に各鉄道事業者にお	
いて情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくよう指導する。	
(略)	(略)

第	11	谷口	道路災害対策編
<del>77)</del>	11	形栅	1月 6分 八 六 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

第11編 直路災害对策編	
修正前	修正後
第11編 道路災害対策編	第 11 編 道路災害対策編
第1章 災害予防	第1章 災害予防
第1節 道路災害対策の推進	第1節 道路災害対策の推進
第2 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	第2 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等
   ○広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路や一般国道等の	○広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリ
災害に強い広域的な幹線道路ネットワーク整備を進め、大規模な道路災害の発	
<u>火音に強い広域的な軒線</u> 追路不り下り。り <u>金</u> 幅を進め、八規模な追路火音の光生に対しても代替路となる経路を確保するものとする。	ンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等によ
生に対しても代替的となる経路を確保するものとする。	<u>る</u> 道路ネットワーク <u>の機能強化対策</u> を進め、大規模な道路災害の発生に対して
	も代替路となる経路を確保するものとする。
(略)	(略)
第11編 道路災害対策編	第 11 編 道路災害対策編
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
第8節 災害発生時における道路交通の確保等	第8節 災害発生時における道路交通の確保等
(略)	(略)
○道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及びUAV(無人航空	○道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及びUAV(無人航空
機)の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自	機)の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保
動車プローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道	有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な
路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるととも	道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるととも
に、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請する	に、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請する
ものとする。	ものとする。
(略)	(略)

## 第16編 地域防災計画の作成の基準

修正前	修正後
第16編 地域防災計画の作成の基準	第16編 地域防災計画の作成の基準
第1章 災害予防に関する事項	第1章 災害予防に関する事項
第11節 災害発生時において危険な区域に関する事項	第11節 災害発生時において危険な区域に関する事項
(略) ・宅地造成等規制法に <u>基づく</u> 宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定を行い、災害を防止するため <u>の</u> 必要な措置を講ずること。 (略)	<ul> <li>・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域及び造成宅地防災区域の指定に必要な基礎調査並びに区域の指定を行い、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を講ずること。</li> <li>(略)</li> </ul>

以上